申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		長期優良住宅に係る地位の承継の承認			
根拠法令等及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間		B		
	根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条			
	参考事項		_		
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

【基準】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

第10条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第六条第一項の認定(第五条第 五項又は第七項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の 認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を含む。)を受けた 者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。

審査基準

- 一 当該認定を受けた者の一般承継人
- 二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び 維持保全に必要な権原を取得した者
 - イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。)
 - 口 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅維持保全計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。)に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。)